

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 老健局 老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

第9回 社会保障審議会介護給付費分科会介護事業
経営調査委員会の審議結果について

計11枚（本紙を除く）

Vol.345

平成25年12月4日

厚生労働省老健局老人保健課

[貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願ひいたします。]

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線3961、3949)

FAX：03-3595-4010

平成 25 年 12 月 4 日

各都道府県介護保険担当主管部（局）
各市区町村介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局 老人保健課

第 9 回 社会保障審議会介護給付費分科会介護事業経営調査委員会の審議結果について

介護保険制度の推進につきまして、日頃より格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。今般、第 9 回社会保障審議会介護給付費分科会介護事業経営調査委員会が開催され、介護保険サービスに関する消費税の取扱い等について御議論頂いたところです。このうち、区分支給限度基準額については、消費税率引上げへの際の重要な論点として、「消費税引上げに伴う介護報酬への上乗せ対応を行うことにより、従前と同量のサービスを利用しているにもかかわらず、区分支給限度基準額を超える可能性があること、平成 27 年度に予定されている消費税 10% 引上げ時には、通常の改定時の対応に加えて、今回の消費税引上げ時の対応と同様のシステム改修を要する可能性があることに留意しつつ、結論を得るよう介護給付費分科会に付言する。」ということで意見の一致を見たところです。

当該意見を踏まえ、本年 12 月 10 日の社会保障審議会介護給付費分科会（以下、「分科会」という。）において、消費税率引上げ時の区分支給限度基準額の対応方針が審議されます。区分支給限度額の引上げを実施することとなった場合、保険者のシステムに影響を及ぼし改修が必要となることも考えられるため、各都道府県及び各市町村におかれましては、分科会における審議の結果にご留意いただくと共に、関係者との情報共有等にご配慮頂きまますよう宜しくお願い申し上げます。同日の分科会の状況を見て改めて連絡致します。

介護保険サービスに関する消費税の取扱い等について

1. 介護報酬における対応について

基本的な考え方

- 消費税8%引上げ時の介護報酬改定については、基本単位数への上乗せを基本としつつ、消費税負担が相当程度見込まれる加算についても、上乗せを検討する。

基本単位数への上乗せについて

- 基本単位数への上乗せ率は以下のとおりとしてはどうか。

・ 消費税引上げに伴う影響分について適切に手当を行うため、人件費、その他の非課税品目を除いた課税割合を算出し、これに税率引上げ分($108/105 - 1$)^(注)を乗じて基本単位上乗せ率を算出。

$$\left[\begin{array}{l} \text{基本単位上乗せ率} = \text{課税割合} (\times) \times (108/105 - 1)^{\text{(注)}} \\ [\text{(\times)課税割合} = 1.0 - \text{人件費比率} - \text{その他の非課税品目率}] \end{array} \right]$$

(注)医療保険における対応との整合性を踏まえ検討

加算の取扱いについて

- 各加算への対応については、以下の2つの段階で検討する必要がある。
 - (1)上乗せ対応を検討すべき加算の整理
 - (2)上乗せ対応する加算の具体的な処理方法に係る検討

(1)上乗せ対応を検討すべき加算の整理

以下 i と ii の加算については、それぞれの理由により、上乗せ対応は不要ではないか。

i : 単位数でなく、基本単位数の割合で設定されている加算

⇒ 基本単位数への上乗せで手当される(上乗せされた基本単位数に加算割合をかける)ため。

ii : 福祉用具貸与に係る加算

⇒ 福祉用具貸与に係る離島等における交通費の加算については、加算単位の設定が「交通費相当額/1単位単価」となっており、事業者は税率引上げ後の状況において課税転嫁された交通費相当額を算定できるため。

(2)上乗せ対応する加算の具体的な処理方法に係る検討

- ① (1) i と ii を除く全ての加算につき、評価内容に占める課税費用の割合が大きいと考えられるものについては、基本単位数への上乗せ率と同様に課税費用に係る上乗せを行うこととしてはどうか。
- ② ①以外については、次のような考え方により対応することとしてはどうか。

【考え方】

1) これらの加算については、

イ：評価内容に占める課税費用の割合が小さいもの

(例：サービス提供体制強化加算、個別機能訓練加算など)

ロ：もとの単位数の設定が小さく、上乗せ分が1単位に満たないもの

(例：入浴介助加算、日常生活継続支援加算、療養食加算など)

など、個別に上乗せ分を算出して対応することが困難な加算と考えられる。

2) 一方、報酬全体としてみた場合、基本単位数のみならず、加算分への影響分も含め適切に手当されることが必要である。

3) このため、個々の加算単位数への上乗せが困難なことから、考えられる対応として、基本単位数への上乗せに際し、これらの加算に係る消費税負担分も含めて上乗せすることとしてはどうか。

〔 基本単位数への上乗せ 〕

$$= \text{基本単位数} \times (\text{基本単位上乗せ率} + \text{加算に係る上乗せ率})$$

2. 基準費用額、特定入所者介護サービス費(居住費・食費関係)、区分支給限度基準額について

基本的な考え方

- 基準費用額、特定入所者介護サービス費(居住費・食費関係)、区分支給限度基準額については、介護事業経営概況調査の結果や、消費税の引上げによるサービス利用量への影響等を踏まえ検討する。

表:食費・居住費の平均的費用額について (注)調理委託している場合は、調理員等に含まれる。減価償却費、光熱水費には食事サービス部門が含まれている。

		基準費用額	①×(108/105) (消費税率引上げの影響を考慮)	H25.7 介護事業経営概況調査(①)	H16.10 介護事業経営概況調査
食費		42,000	計 41,434 (41,268 ※1) 調理員等 24,204 (24,038 ※1) 材料費等 17,230	計 40,283 調理員等 23,532 材料費等 16,751	計 42,229 調理員等 25,339 材料費等 16,891
居住費	多床室 (光熱水費のみ)	10,000	H24家計調査 10,057	H24家計調査 9,778	H15家計調査 9,490
従来型個室	特養 <small>※国庫補助金等相当額を勘案して設定</small>	35,000	計 52,551 減価償却費 32,896 ※2 光熱水費 19,655	計 51,091 減価償却費 31,982 光熱水費 19,109	計 53,931 減価償却費 37,688 光熱水費 16,243
	老健	50,000	計 47,246 減価償却費 28,705 ※2 光熱水費 18,541	計 45,934 減価償却費 27,908 光熱水費 18,026	計 60,509 減価償却費 44,428 光熱水費 16,081
	療養	50,000	計 39,835 減価償却費 26,795 ※2 光熱水費 13,040	計 38,729 減価償却費 26,051 光熱水費 12,678	計 63,936 減価償却費 50,827 光熱水費 13,109
ユニット型準個室		50,000			
ユニット型個室 (特養)		60,000	計 62,188 減価償却費 42,710 ※2 光熱水費 19,478	計 60,460 減価償却費 41,524 光熱水費 18,937	計 67,794 減価償却費 49,071 光熱水費 18,723

基準費用額、特定入所者介護サービス費(居住費・食費関係)について

※1 給与費(通勤手当を除く)を除いて消費税率引上げの影響を考慮した額。

※2 消費税率8%引上げの影響を受ける投資として推計

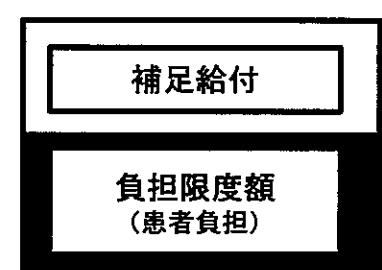
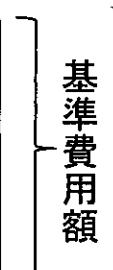
- 基準費用額については、食費、居住費の実態を調査した結果、現行の基準費用額を設定した際の費用額と、消費税引上げの影響を加味した費用額に一定の変動が認められるが、当該変動幅をどのように考えるか。
- 利用者の負担限度額については、入所者の所得状況等を勘案して決めていることをどのように考えるか。

区分支給限度基準額について

- 区分支給限度基準額については、消費税引上げの際の重要な論点であり、当委員会の意見として、以下の点に留意しつつ、介護給付費分科会で結論を得るよう付言してはどうか。
 - ① 消費税引上げに伴う介護報酬への上乗せ対応を行うことにより、従前と同量のサービスを利用しているにもかかわらず、区分支給限度基準額を超える可能性があること。
 - ② 平成27年度に予定されている消費税10%引上げ時には、通常の改定時の対応に加えて、今回の消費税引上げ時の対応と同様のシステム改修を要する可能性があるとともに、医療保険における議論の動向も踏まえて検討する必要があること。

(参考) 低所得者の食費・居住費の負担軽減(補足給付)の仕組み

- 食費・居住費について、利用者負担第1～第3段階の方を対象に、所得に応じた負担限度額を設定。
- 標準的な費用の額(基準費用額)と負担限度額との差額を介護保険から特定入所者介護サービス費(補足給付)として給付。

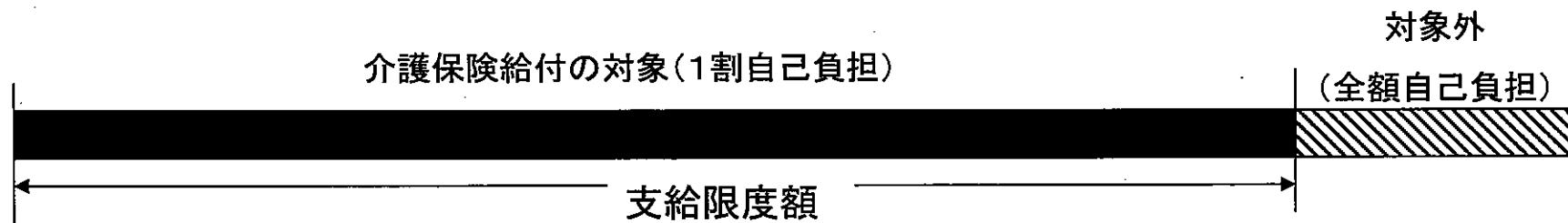
負担軽減の対象となる低所得者	利用者負担段階		対象者の例	制度のイメージ
	第1段階		・市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者	
	第2段階		市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方	
	第3段階		市町村民税世帯非課税であって、利用者負担第2段階該当者以外の方	
	第4段階		・市町村民税本人非課税者 ・市町村民税本人課税者	

基準額
⇒食費・居住費の提供に必要な額
補足給付
⇒基準費用額から負担限度額を除いた額

居住費		基準費用額 (日額(月額))	負担限度額(日額(月額))		
			第1段階	第2段階	第3段階
食費		1,380円 (4.2万円)	300円 (0.9万円)	390円 (1.2万円)	650円 (2.0万円)
居住費	多床室	320円 (1.0万円)	0円 (0万円)	320円 (1.0万円)	320円 (1.0万円)
	従来型個室	特養等	1,150円 (3.5万円)	320円 (1.0万円)	420円 (1.3万円)
		老健・療養等	1,640円 (5.0万円)	490円 (1.5万円)	490円 (1.5万円)
		ユニット型準個室	1,640円 (5.0万円)	490円 (1.5万円)	490円 (1.5万円)
		ユニット型個室	1,970円 (6.0万円)	820円 (2.5万円)	820円 (2.5万円)
					1,310円 (4.0万円)

(参考) 区分支給限度基準額について

- 在宅サービスについて、利用者の状況に応じた適正なサービスを提供する観点から、必要な居宅介護サービスのモデルを用いて、要介護度毎に区分支給限度基準額を設定。
→ 支給限度額を超えるサービスを受けた場合、超える分の費用は全額利用者負担



- 要介護度別の支給限度額と平均的な利用率

	支給限度額	受給者1人当たり平均費用額	支給限度額に占める割合
要支援1	49,700(円)	22,750(円)	45.8%
要支援2	104,000(円)	41,530(円)	39.9%
要介護1	165,800(円)	73,280(円)	44.2%
要介護2	194,800(円)	100,850(円)	51.8%
要介護3	267,500(円)	150,480(円)	56.3%
要介護4	306,000(円)	183,050(円)	59.8%
要介護5	358,300(円)	225,050(円)	62.8%

※平成25年介護給付費実態調査(5月審査分)を基に作成

(注)額は介護報酬の1単位を10円として計算。

(参考) 特定入所者介護サービス費（居住費・食費関係） 区分支給限度基準額に係るこれまでの議論について

特定入所者介護サービス費に係るこれまでの議論

平成24年改定時

ユニット型個室について、低所得者の負担が大きく入所が困難との指摘を踏まえ、利用者負担段階第3段階のユニット型個室について、負担限度額を5万円→4万円に引き下げた(制度改正)。

区分支給限度基準額に係るこれまでの議論

平成15年改定時

マイナス改定であったが、サービスの平均的な利用率が区分支給限度基準額に対して4割から5割程度、限度額を超えて利用している者の割合が2%から3%程度であること、また、改定内容をトータルで見るとそれほどの大きな変動幅ではないとし、変更せず。

平成18年改定時

介護給付費分科会の審議報告において、要支援者の区分支給限度基準額については適正化の観点から設定することとされた。これを受け、要支援者の標準利用例の見直しを行い、要支援1及び要支援2の区分支給限度基準額を設定した。

平成21年改定時

プラス3%の改定に伴い、区分支給限度基準額を引き上げるべきとの意見があったが、サービスの平均的な利用率は区分支給限度基準額に対して6割、もしくはそれ以下であること、また、保険で手当てるサービス量が増え、介護保険財政にとっては負担増となるものであることから、財源の議論の中で併せて検討するべきとして、変更せず。

平成24年改定時

平成22年に実施した「区分支給限度基準額に関する調査」の調査結果(平成23年2月に介護給付費分科会に報告)において、「区分支給限度基準額については、まず、ケアマネジメントの実態を踏まえた上で、議論をするべきではないか」との「まとめ」を行い、引上げについて実質的な議論を行うことなく、変更せず。